

共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書

岡山市水道事業管理者(以下「甲」という。)と●●●●●(以下「乙」という。)とは、乙が岡山市●区●●□丁目□ー□に設置する住居専用又は住居以外との併用の中高層建物(以下「共同住宅等」という。)の各戸検針及び各戸徴収に関し次のとおり契約を締結する。

(一括適用の原則)

第1条 この契約に定める共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収の適用は一括適用とし、当該共同住宅等の一部又は各戸検針及び各戸徴収業務の一部の適用はしない。

(管理責任者の選定)

第2条 乙は、共同住宅等の水道使用に関する事項を処理させるため、管理責任者を選定して甲に届け出なければならない。

(乙及び管理責任者の責務等)

第3条 乙及び管理責任者は、共同住宅等の給水設備に係る次の各号の責務を有する。

- (1) 漏水防止対策に関すること。
- (2) 修繕工事に関すること。
- (3) 事故発生時の対策に関すること。
- (4) 増圧装置(断水対応を含む。)及び減圧式逆流防止器の定期点検(1年以内に1回)に関すること。
- (5) 受水槽等の清掃(1年以内に1回以上)及び定期点検に関すること。
- (6) その他甲が必要と認めたことに関すること。

(受水槽以下の管理責任)

第4条 受水槽以下の装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、乙及び管理責任者が責任を持って行わなければならない。

(受水槽以下の装置の立入検査)

第5条 甲は、必要に応じて受水槽以下の装置の立入検査を行い、当該受水槽以下の装置が甲の定める基準に適合しない場合は、乙又は管理責任者に改善を指示することができる。

2 乙又は管理責任者は、前項の立入検査に協力するとともに、改善の指示を受けたときは自己の費用により速やかに必要な措置を講じなければならない。

(親メーターの設置)

第6条 甲は、共同住宅等の完工検査合格後、配水管から分岐して宅地内の官民境界に近接し甲の水道メーター(以下「親メーター」という。)を設置する。

(子メーターの譲渡等)

第7条 各戸及び共用部分に設置される水道メーター(以下「子メーター」という。)については、4年以上有効期間があるものとし、かつ、乙は本契約締結時に子メーターを甲に無償譲渡するものとする。ただし、遠隔集中検針方式の子メーターは譲渡の対象としない。

- 2 無償譲渡を受けた以後の子メーターの取替え等については、甲が行う。
- 3 遠隔集中検針方式の子メーターの取替え等については、乙は甲の指示に従う。

(子メーター等の管理上の責任)

第8条 乙又は管理責任者若しくは入居者(以下「入居者等」という。)は、子メーター及びその付属物について次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 水が汚染又は漏水しないよう管理し、異状があるときは、直ちに必要な措置を講ずること。
 - (2) 子メーターの点検、検査又は修繕工事の障害になる場所に工作物を設け、又は物件を置かないこと。
- 2 甲は、入居者等に対し、汚染防止又は障害除去のため必要な措置を命ずることができる。
 - 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、入居者等の責任とする。
 - 4 入居者等がその者の責任により子メーターを亡失し、又はき損した場合は、甲が定める損害額を弁償しなければならない。

(検針及び水道料金等の納入方法)

第9条 甲は親メーター及び子メーターの検針を行い、水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)は子メーター口径の料金計算で各入居者から徴収する。

- 2 共用部分の水道料金等については、乙又は管理責任者が責任をもって納入する。
- 3 水道料金等の納入方法は、甲が指定した金融機関の口座振替又は自動払込の方法によるものとする。

(受水槽等の清掃)

第10条 乙は、受水槽等の清掃に水を使う場合は、別に定める「共同住宅等の受水槽等の清掃届」を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、子メーターにより計量できない水量については、その水量分に対する料金相当額を乙から徴収する。なお、水道料金及び下水道使用料は別に定める。

(屋内消火栓の使用)

第 1 1 条 所有者等が屋内消火栓を消防演習その他臨時に使用した場合は、岡山市水道条例(平成 9 年市条例第 7 2 号。以下「水道条例」という。)第 2 4 条第 3 号イに定める給水料金を所有者等から徴収する。

(差水量)

第 1 2 条 甲は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、親メーターにより計量した水量が子メーターにより計量した水量の合計水量を上回った量(以下「差水量」という。)の扱いは次の各号によるものとする。

- (1) 甲は、差水量が親メーターにより計量した水量の 8 パーセントを超えるときは、差水量に対する水道料金等を乙に請求することができる。
- (2) 前号の水道料金等は、第 1 0 条第 2 項を準用する。
- (3) 差水量の原因が、漏水等明らかな場合は、使用水量認定要綱(平成 1 3 年市水道局訓令第 1 5 号)を準用する。
- (4) 第 1 0 条及び第 1 1 条により使用した水量は、乙からの届け出に基づき第 1 号の差水量から控除する。ただし、控除する水量が差水量を超えるときは、差水量はないものとする。

(未納の水道料金等の納付義務)

第 1 3 条 甲が指定する期日までに入居者が水道料金等を納入しない場合、乙又は管理責任者は、水道料金等の納入について甲に協力するものとする。

2 入居者が水道料金を滞納した場合は、甲は当該入居者に対し水道条例第 4 0 条第 1 号の規定により給水を停止することができる。

(使用水量の認定)

第 1 4 条 子メーターに異状があったとき、又はその他使用水量が不明のときは、甲が使用水量を認定する。

(届出の義務)

第 1 5 条 乙又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に届け出なければならない。

- (1) 乙又はその代理人に変更があるとき。
- (2) 管理責任者を変更するとき。
- (3) 入居者に異動があったとき。
- (4) 受水槽以下装置の増設、改造その他変更を行うとき。
- (5) 屋内消火栓を使用したとき。
- (6) 乙の都合により、各戸検針及び各戸徴収の扱いを止めるとき。

(契約の変更及び解除)

第16条 甲は、水道条例及び岡山市水道条例施行規程(平成10年市水道局管理規程第1号。以下「施行規程」という。)、その他関係法令等について変更があった場合には、この契約を変更することがある。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 入居者等が水道条例又はこの契約書に違反したとき。

(2) 入居者等が、正当な理由がなく連合して水道料金等を納期限内に納入しなかったとき。

(3) 前2号のほか、管理者が各戸検針及び各戸徴収の適用ができないと認めたとき。

3 前項の規定により契約を解除した場合において、入居者等に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わない。

(契約の周知)

第17条 乙は、この契約の内容について、管理責任者及び入居者に周知徹底させなければならない。

(各戸検針及び各戸徴収の適用時期)

第18条 各戸検針及び各戸徴収は、甲が子メーターの指示数を最初に確認した以後に調定する水道料金等から適用する。

(その他)

第19条 この契約書に定める以外の事項については、水道条例及び施行規程その他甲の関係規定の定めによるものとし、この契約書に疑義のあるときは、甲、乙双方誠意を持って協議する。

(契約期間)

第20条 この契約の有効期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了3か月前までに、甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、有効期間は更に1年間同一の条件を持って更新するものとし、以後も同様とする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
岡山市水道局
岡山市水道事業管理者

水道局長 今 川 眞

乙 住所 ●●市●●●□-□

氏名 ●●●●●●

印